

日 銀 業 第 4 0 号
2 0 2 4 年 2 月 1 9 日

現金関連取引専用当座勘定取引先^(※1)

オンライン取引先^(※2) 御中

日 本 銀 行

「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」の一部改正等に関する件

当座勘定取引先が、市中流通拠点、保管店および直送場所において自己の「現金関連取引専用当座勘定」の払戻を受けることを可能とすることに伴い、下記1. および2. に掲げる諸規程の一部を別紙1および2のとおり改正し、2024年3月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件改正に伴う下記2. に掲げる規程第2条第2号に定める「証」の再提出は生じませんので、念のため申し添えます。

記

1. 「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」・・・・・・・・別紙1
2. 「現金関連取引専用当座勘定にかかる現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認等に関する細則」・・・・・・・・別紙2

(※1) 日本銀行との間で現金関連取引専用当座勘定を利用して当座勘定取引を行う金融機関等店舗をいいます。

(※2) 現金関連取引専用当座勘定取引先を有する金融機関等に属するオンライン取引先に限ります。

以 上

「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての
日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」中一部改正

○ 第1条から第3条までを横線のとおりに改める。

(趣旨)

第1条 現金関連取引専用当座勘定にかかる「当座勘定規定」の特則(以下「当座勘定規定特則(現金関連取引)」という。)に定める現金関連取引専用当座勘定の払戻にかかる事務(以下「当座勘定払戻関係事務」という。)についての日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)の利用に関しては、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務に関する特則次の各号に掲げる諸規程によらず、この規則の定めるところによる。

(1) 当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則

(2) 日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務に関する特則

(3) 日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する規則

(4) 日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する特則

(5) 日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(保管店)に関する規則

(6) 日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(保管店)に関する特則

(7) 日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(直送場所)に関する規則

(8) 日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(直送場所)に関する特則

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、当座勘定規定特則(現金関連取引)

において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 当座勘定払戻先

自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を勘定店において受ける当座勘定取引先をいう。

(2) 略（不変）

(3) 市中流通拠点

日本銀行が貨幣の受払を行う場所として特に認めた、市中における貨幣流通拠点をいう。

(4) 保管店

日本銀行が銀行券の受払を行う場所として特に認めた、当座勘定取引先が属する金融機関の店舗をいう。

(5) 直送場所

日本銀行が行う現金の受払に関する規則第3条に規定する「日本銀行が特に認めた場合」として日本銀行が認めた、当座勘定取引先の営業所等内または当座勘定取引先から貨幣取扱業務の委託を受けている業者の事業所等構内をいう。

(払戻請求方法)

第3条 当座勘定払戻先は、自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を勘定店において受ける場合には、自己を払戻請求入力先として、日銀ネットにより日本銀行に払戻の請求を行う。

2. 略（不変）

3. 払戻請求入力先は、当座勘定払戻先が自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を勘定店において受けるために、前2項に規定する払戻の請求を行う場合には、日銀ネットにより次の各号に掲げる事項を日本銀行にあらかじめ通知する。

- (1) }
∫ } 略（不変）
(4) }

4. 払戻請求入力先は、当座勘定払戻先が自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を市中流通拠点、保管店または直送場所において受けるために、第1項または第2項に規定する払戻の請求を行う場合には、日本銀行が別に定めるところにより、日銀ネットにより次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。

(1) 取引実行日

(2) 払戻金額

(3) 当座勘定払戻先の名称

(4) その他日本銀行が定める事項

~~4~~ 5. 当座勘定払戻先は、自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を勘定店、保管店または直送場所において受けるために、第1項または第2項に規定する払戻の請求を行う場合には、払戻を受ける日の前営業日の日本銀行が別に定める時刻までに、日本銀行が別に定める方法により次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。

(1) 略（不変）

(2) 券種別施封別の銀行券の内訳金額およびまたは貨種別の貨幣の内訳金額

(3) 略（不変）

~~5~~ 6. 略（不変）

○ 第5条および第6条を横線のとおり改める。

(払戻を行う時期)

第5条 当座勘定払戻先は、払戻請求入力先が第3条に規定する払戻の請求を行った場合には、日本銀行が別に定める時刻までに、~~勘定店において、~~自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を受ける。

(払戻に当たっての本人確認および日本銀行の免責)

第6条 日本銀行は、第3条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の現金関連取引専用当座勘定の払戻のうち、勘定店における払戻については、次の各号に掲げる事項を確認した場合には、第3条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の現金関連取引専用当座勘定の払戻を行うに行う。

(1) 略（不変）

(2) 払戻を受ける者が、日本銀行に申出る現金の払戻金額の合計金額、券種別施封別の銀行券の内訳金額および貨種別の貨幣の内訳金額が、第3条第4~~5~~項により日本銀行に通知したものといずれも一致すること。

(3) 略（不変）

(4) 略（不変）

2. 日本銀行は、第3条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の現金関連取引専用当座勘定の払戻のうち、保管店における払戻については、次の各号に掲げる事項を確認した場合に行う。

(1) 払戻を受ける総ての者について、顔写真付きの社員証等の身分証の外観および所持について懸念すべき特段の事情がないこと。

(2) 払戻を受ける者が、保管店において保管店の代表者またはその代理者に対して申出る現金の払戻金額の合計金額および券種別施封別の銀行券の内訳金額が、第3条第5項により日本銀行に通知したものといずれも一致すること。

(3) 払戻を受ける者が、保管店において保管店の代表者またはその代理者に対して申出る受付番号および暗証番号が、第4条により取得したものといずれも一致すること。

(4) 払戻を受ける総ての者について、容態その他について懸念すべき特段の事情がないと認められること。

3. 日本銀行は、第3条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の現金関連取引専用当座勘定の払戻のうち、直送場所における払戻については、次の各号に掲げる事項を確認した場合に行う。

(1) 払戻を受ける総ての者について、顔写真付きの社員証等の身分証の外観および所持について懸念すべき特段の事情がないこと。

(2) 払戻を受ける者が、直送場所において日本銀行が派遣する職員に対して申出る現金の払戻金額の合計金額および貨種別の貨幣の内訳金額が、第3条第5項により日本銀行に通知したものといずれも一致すること。

(3) 払戻を受ける者が、直送場所において日本銀行が派遣する職員に対して申出る受付番号および暗証番号が、第4条により取得したものといずれも一致すること。

(4) 払戻を受ける総ての者について、容態その他について懸念すべき特段の事情がないと認められること。

2-4. 日本銀行は、相当の注意をもって第1項各号、第2項各号または前項各号に掲げる事項を確認のうえ当座勘定払戻先の現金関連取引専用当座勘定の払戻を行った場合には、その払戻を受けた者が真正な権利者でなかったことよって生じた損害については、責任を負わない。

「現金関連取引専用当座勘定にかかる現金取引についての日銀ネット
電磁的記録の確認等に関する細則」中一部改正

○ 第2条第3号および第4号を横線のとおり改める。

(3) 当座勘定入金先

自己の現金関連取引専用当座勘定への入金を~~勘定店において~~行う取引先を
いう。

(4) 当座勘定払戻先

自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を~~勘定店において~~受ける取引先を
いう。